

## ■教育訓練給付制度の概要

本学、大学院 保健医療学研究科（保健医療学専攻 修士課程／看護学専攻 博士前期課程／看護学専攻 博士後期課程／医療科学専攻 博士後期課程）は厚生労働大臣より「一般教育訓練給付制度」の指定講座に認定されています。社会人または社会人経験のある方は、雇用保険の被保険者期間など一定の条件を満たすことで、支払った教育訓練経費（入学金および授業料）のうち、最大 10 万円が支給されます。

2024 年 2 月 1 日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、電子申請等が可能となりました。次頁以降の「提出書類チェックリスト」のご活用をお願いします。

一般教育訓練給付制度の詳細はこちら

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)

一般教育訓練給付金に関するよくあるご質問

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197028.html>

## ■明示書の公開

指定教育訓練の内容や教育訓練経費の範囲等に関する事項をまとめた「明示書」を次頁のとおり公開します。

<本件に関する問い合わせ>

森ノ宮医療大学 学生支援室

TEL : 06-6616-6911

# 教育訓練給付の電子申請が 誰でも「可能」になります！

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、  
電子申請等が可能となります。

これまで、教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、このたび、この要件を廃止しました。

## 教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

詳細は厚生労働省ウェブサイトからご覧ください。



厚生労働省ウェブサイト  
教育訓練給付制度

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

- ※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。なお、電子申請での個人の電子署名は不要です。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請

- ※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子申請、郵送または代理人による申請はできません。



# 一般教育訓練明示書

講座の名称	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程				
実施方法	① 通学 (星間・夜間・土日) ② 通信スクーリング(回数回)				
指定講座番号(15桁)	2722005	—	2320032	—	1
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間  平成30年4月1日	過去一年の講座実績  令和8年9月30日まで	入講者数(累積)(2人)	修了者数(1人)	
訓練期間	36ヶ月	総訓練時間	248時間		
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	博士(医療科学)				
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	森ノ宮医療大学大学院				
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	22単位以上修得し、並びに必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況	職種:理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、はり師、きゅう師 業界:医療職養成教育機関、教育研究機関、医療関連施設、健康増進施設				
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム) (別紙1)	時間	使用教材名			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等	なし 次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者。 ①修士の学位や専門職学位を有する者 ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 ③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 ④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者 ⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 ⑥大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者 ⑦本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた上で、入学の年度当初において24歳に達した者				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準					
③その他					





# 一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																			
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	学生が隨時相談できるように教員体制を整えている。専門的なアドバイスが得られるように、相談内容を研究・領域に関することに分け、複数の教員が対応する体制を取っている。																		
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	就職に関して、関連する団体の学術集会や研究会への参加を促し、ネットワークを構築し情報交換する場を提供している。																		
8. その他の事項																			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 森ノ宮医療学園 (代表者名:理事長 清水 岩)																		
住所及び連絡先	〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4-1-8 TEL 06-6976-6889																		
施設名称及び施設長名	森ノ宮医療大学 (施設長:学長 青木 元邦)																		
住所及び連絡先	〒559-8611 大阪府大阪市住之江区南港北1-26-16 TEL 06-6616-6911																		
給付制度担当部署・者	学長室 企画課 (担当者:田頭 弥生)																		
連絡先	TEL 06-6616-6911																		
一般教育訓練経費 支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">2,520,000 円</td> </tr> <tr> <td>① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">300,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">2,220,000 円 (うち、必須教材費 )</td> </tr> <tr> <td>2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td>① 副読本代(税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td>3. 総額 (1+2) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">: 円</td> </tr> </table>	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	2,520,000 円	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	300,000 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	2,220,000 円 (うち、必須教材費 )	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	80,000 円	① 副読本代(税込額)	円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円	③ 施設維持費(税込額)	円	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	80,000 円	3. 総額 (1+2) (税込額)	: 円
1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	2,520,000 円																		
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	300,000 円																		
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	2,220,000 円 (うち、必須教材費 )																		
2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	80,000 円																		
① 副読本代(税込額)	円																		
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円																		
③ 施設維持費(税込額)	円																		
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	80,000 円																		
3. 総額 (1+2) (税込額)	: 円																		

[特記事項]

--